

ふじみ野市建築物耐震改修促進計画



令和3年3月

ふじみ野市

目 次

第1章 計画の概要	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の目的	1
3. 計画の位置づけ	3
4. 対象区域	3
5. 対象建築物	3
6. 計画期間	7
第2章 耐震診断・耐震改修の目標	
1. 地震及び被害の想定	8
2. 耐震化の現状と実施に関する目標	11
第3章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策	
1. 耐震診断・耐震改修を促進するための基本方針	13
2. 耐震診断・耐震改修に係る支援	13
第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発及び知識の普及	14
第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 に関し必要な事項	15

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生しました阪神・淡路大震災では6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものと言われています。この教訓を基に建築物の耐震化を促進するため「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が平成7年10月27日に制定されました。

一方、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、多数の被害をもたらしています。このように、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下型地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと予想されます。

特に切迫性の高い地震に対しては発生までの時間が限られており、地震に対する備えを十分に整えることが難しいことから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。このような状況下において、建築物の計画的な耐震化を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が平成25年11月7日に改正されました。

また、国が定めた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成30年最終改正）」では、住宅及び病院、学校、商業ビルなどといった多数の者が利用する建築物^{※1}の耐震化率の目標を令和2年までに少なくとも95%にすること、耐震性が不十分な住宅や耐震診断義務付け対象建築物を令和7年までにおおむね解消することを定めています。

2. 計画の目的

法第5条第1項では先に述べた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」に基づき、都道府県耐震改修促進計画を定めることが規定されています。埼玉県はこの規定により「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定し令和3年3月に改定しました。

本市においても、建築物の耐震化を促進することにより、地震による建築物の被害を最小限に食い止め、地震災害に強いまちづくりを実現し、人的被害及び経済被害を軽減することを目的として、平成22年3月にふじみ野市建築物耐震改修促進計画を策定し、平成28年3月に改定を行いましたが、その後の社会状況の変化に対応し、

※1 多数の者が利用する建築物

法第14条第1号及び施行令第6条に規定された用途・規模の建築物

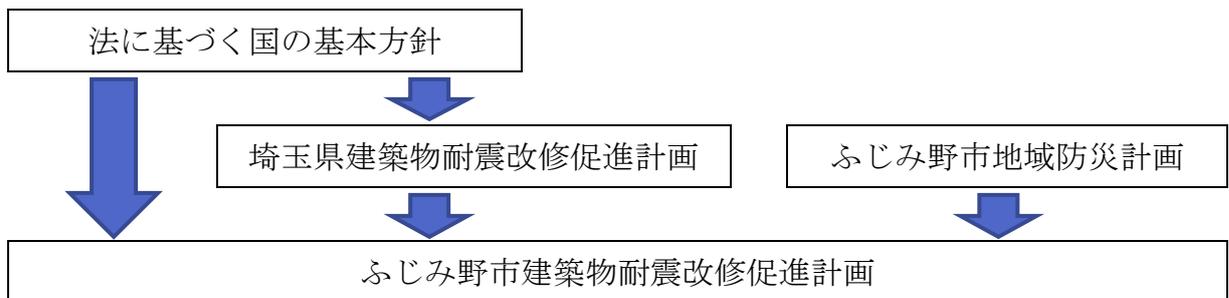
建築物の耐震化をさらに計画的に推進するため、この度、計画の改定を行います。

表1 大地震の発生と耐震改修に係る動向

年 月	経 過
昭和 56 年 6 月	建築基準法改正
平成 7 年 1 月	【兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）】
平成 7 年 10 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律制定
平成 12 年 6 月	建築基準法改正
平成 16 年 10 月	【新潟県中越地震】
平成 18 年 1 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律 改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 告示
平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 策定
平成 22 年 3 月	ふじみ野市建築物耐震改修促進計画 策定
平成 23 年 3 月	【東北地方太平洋地震（東日本大震災）】
平成 25 年 10 月	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 改正
平成 25 年 11 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律 改正
平成 28 年 3 月	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 改正
平成 28 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 改定
平成 28 年 3 月	ふじみ野市建築物耐震改修促進計画 改定
平成 28 年 4 月	【熊本地震】
平成 30 年 6 月	【大阪府北部地震】
平成 30 年 9 月	【北海道胆振東部地震】
平成 30 年 12 月	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 改正
平成 31 年 1 月	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令 改正
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定
令和 3 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 改定
令和 3 年 3 月	ふじみ野市建築物耐震改修促進計画 改定

3. 計画の位置づけ

本計画は、法第6条第1項の規定に基づき策定するものであり、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」と「埼玉県建築物耐震改修促進計画」を踏まえ、「ふじみ野市地域防災計画」との整合を図り策定します。



4. 対象区域

本計画の対象区域は、ふじみ野市全域とします。

5. 対象建築物

本計画の対象となる建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物で、下記の表2に示す建築物とします。

表2 耐震改修促進計画の対象建築物

種類	内容
住宅	戸建住宅（兼用住宅を含む）、共同住宅及び長屋を含む全ての住宅
特定既存耐震不適格建築物	<ul style="list-style-type: none">・市有建築物で多数の者が利用する建築物（4ページ 表3-1参照）・危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（5ページ 表3-2参照）・地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（6、7ページ参照）
防災拠点等	避難施設及び防災拠点、災害対策本部など災害時に情報収集や活動の場となる建築物
その他	市有建築物で法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物ではないが、多数の人が利用するなど耐震化が必要な建築物

表 3-1 多数の者が利用する建築物一覧表（法第 14 条第 1 号、法施行令 6 条）

用 途		規模要件	指示(※) 対象となる規模要件
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1, 000 m ² 以上	2, 000 m ² 以上
病院、診療所			
映画館、演芸場、劇場、観覧場			
公会堂、集会場			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿			
事務所			
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1, 000 m ² 以上	2, 000 m ² 以上
老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの			
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1, 000 m ² 以上	2, 000 m ² 以上
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他の自動車又は自動車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これに類する公益上必要な建築物			
幼稚園、保育所			
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1, 000 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む。）	1, 500 m ² 以上（屋内運動場の面積を含む。）
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1, 000 m ² 以上	
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1, 000 m ² 以上	2, 000 m ² 以上

(※) 耐震改修促進法第 15 条第 2 項に基づく指示

表 3 - 2 特定既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧
(法第 1 4 条第 2 号 : 法施行令第 7 条)

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬の種類	
イ 火薬	1 0 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管、電気雷管、信号雷管	5 0 万個
ニ 銃用雷管	5 0 0 万個
ホ 実包、空包、信管、火管、電気導火線	5 万個
ヘ 導爆線、導火線	5 0 0 k m
ト 信号炎管、信号火箭、煙火	2 t
チ その他の火薬を使用した火工品	1 0 t
その他の爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 1 0 倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第四備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 表に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 3 0 t 可燃性液体類 2 0 m ³
④ マッチ	3 0 0 マッチトン(※)
⑤ 可燃性ガス (⑥及び⑦を除く。)	2 万 m ³
⑥ 圧縮ガス	2 0 万 m ³
⑦ 液化ガス	2, 0 0 0 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 2 0 t 劇物 2 0 0 t

(※)マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で 7,200 個、約 120 kg。

地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（法第14条第3号）

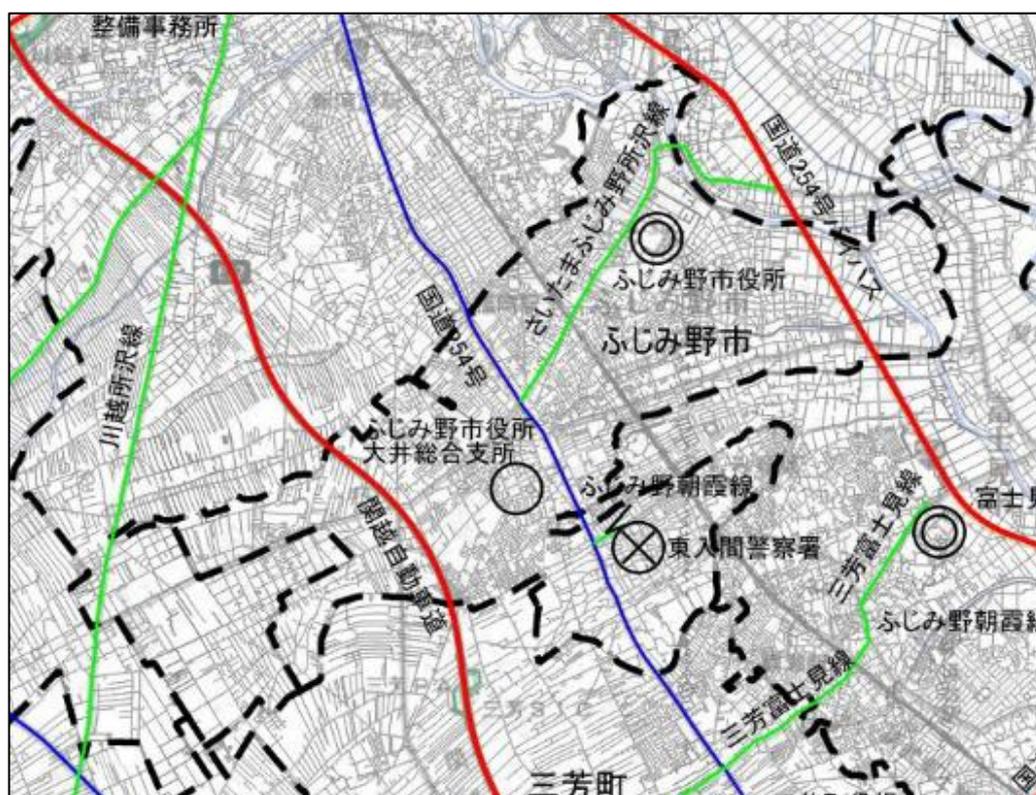
地震発生時に多数の者が円滑な避難、救急、消防活動の実施に必要な道路として緊急輸送道路があり、本市では、5路線が埼玉県地域防災計画に定められています。

本計画においても、下記に示す緊急輸送道路5路線を地震発生時に通行を確保すべき道路として指定します。

表4 ふじみ野市周辺緊急輸送道路一覧

路線名称	区 間	種 別	距離 (km)
関越自動車道	所沢市域（東京都境） ～上里町五明（群馬県境）	一次特定緊急道路	72.1
国道254号 バイパス	川越市木野目 ～富士見市下南畑	一次特定緊急道路	7.9
国道254号	国道463号線との交差点 ～国道16号線との交差点	一次緊急輸送道路	11.0
県道さいたま ふじみ野所沢線	国道254号との交差点 ～富士見川越有料道路との交差点	二次緊急輸送道路	3.6
県道ふじみ野 朝霞線	国道254号との交差点 ～東入間警察署前	二次緊急輸送道路	0.4

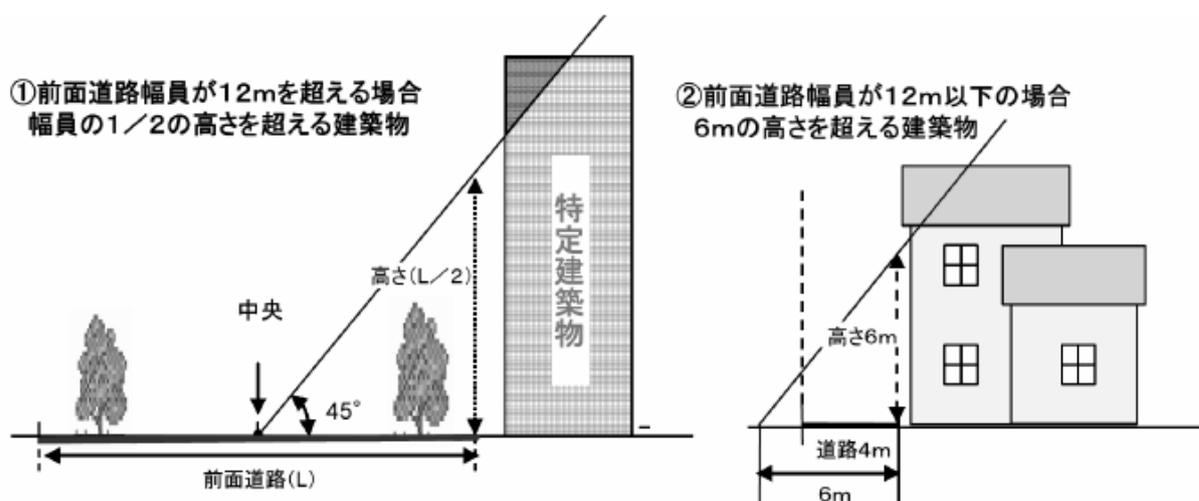
図1 ふじみ野市周辺緊急輸送道路図



地震発生時にこれらの緊急輸送道路の沿道で次に該当する建築物は、地震発生時の通行を確保するために耐震化の促進を図ります。

緊急輸送道路の沿道の建築物で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、当該前面道路の幅員に応じて定められる距離（前面道路幅員が12mを超える場合は幅員の1/2、前面道路幅員が12m以下の場合は6m）を加えたものを超える建築物

図2 地震による倒壊で道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物（法第14条第3号：法施行令第4条）



6. 計画期間

本計画は、平成22年度から令和7年度の16年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や計画の実施状況に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 耐震診断・耐震改修の目標

1. 地震及び被害の想定

本市内で想定される地震は、表5に記載されている5つの地震であり、そのうち地震発生が近いと予想される切迫性が高い地震は、東京湾北部地震と茨城県南部地震です。また、埼玉県における地震の想定被害は表7の記載のとおりです。被害が大きい地震は関東平野北西縁断層帯地震と東京湾北部地震であることから、地震発生 of 切迫性が高く被害の最も大きい地震は東京湾北部地震ということになります。

そのため、本市における地震による主要被害予測結果は、東京湾北部地震の発生を想定したものです。(表8参照)

表5 5つの想定地震

想定地震	マグニチュード	地震の特徴	地震のタイプ	選定理由
東京湾北部地震	7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・県南東部を中心に、広範囲で揺れ、液状化による被害が大きい。 ・人口の集中する地域が被害の中心となり、ほとんどの項目において、最も被害が大きい。 	プレート境界で発生する地震	首都圏直下地震として起こる地震の中で、切迫性の高いものを選定
茨城県南部地震	7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・県東部を中心に広範囲で、液状化による被害が大きい。 ・東京湾地震に次いで、断水人口・避難者が多い。 		
元禄型関東地震	8.2	<ul style="list-style-type: none"> ・県南部を中心に液状化による被害が大きい。 ・県内の地震の規模が比較的小さく、被害が相対的に少ない。 		
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	<ul style="list-style-type: none"> ・唯一、県内の最大震度が7となり、県北の断層に沿って広範囲で揺れによる被害が大きい。 ・揺れが大きいため、揺れによる全壊建物、建物倒壊による死者が最も多い。 	活断層で発生する地震	県内の活断層で主要なものを選定
立川断層帯地震	7.4	<ul style="list-style-type: none"> ・県南西部の断層近傍で、被害が集中して発生する。 ・東京都内でも被害が大きく、活断層の地震の中では、帰宅困難者が最も多い。 		

(平成25年度埼玉県地震被害想定調査より)

図3 各想定地震の断層位置図



表6 気象庁震度階級関連解説表

震度	6弱
人間	立っていることが困難になる。
屋内の状況	固定していない家具の大半が移動、転倒する。ドアが開かなくなることがある。
屋外の状況	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
木造建築物	耐震性の低い住宅では、傾くものや倒れるものがある。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
鉄筋コンクリート建築物	耐震性の低い建物では、壁や柱にひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも同様にひび割れ・亀裂が入ることがある。
ライフライン	一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することがある。
地盤傾斜	地割れや山崩れが発生することがある。

表 7 埼玉県各想定地震の被害量一覧

項目	予測内容	ケース	風速	東京湾	茨城県	元禄型	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震				
				北部地震	南部地震	関東地震	破壊開始点北	破壊開始点中央	破壊開始点南	破壊開始点北	破壊開始点南			
建物	全壊数	—	—	13,380	8,496	2,117	55,129	49,087	50,058	1,026	1,931			
	半壊数	—	—	42,743	27,572	9,536	101,874	106,498	102,753	9,592	13,389			
火災	焼失棟数	冬5時	3m/s	155	185	42	1,781	1,956	2,214	121	222			
			8m/s	206	258	52	2,088	2,202	2,515	142	271			
		夏12時	3m/s	411	437	204	2,687	2,833	3,208	324	448			
			8m/s	515	573	242	3,123	3,187	3,635	380	536			
		冬18時	3m/s	1,286	1,318	579	10,093	10,535	10,988	955	1,381			
			8m/s	1,572	1,763	694	11,669	11,822	12,372	1,117	1,642			
		人的被害	死者数(人)	冬5時	3m/s	585	143	34	3,593	3,188	3,284	75	141	
					8m/s	585	143	34	3,599	3,192	3,292	75	141	
夏12時	3m/s			361	77	27	1,577	1,399	1,470	43	76			
	8m/s			361	77	27	1,580	1,401	1,474	43	76			
冬18時	3m/s			442	107	31	2,498	2,207	2,340	60	106			
	8m/s			442	107	31	2,518	2,221	2,364	60	106			
負傷者数(人)	冬5時			3m/s	7,211	2,777	1,252	23,570	23,144	22,849	1,607	2,307		
				8m/s	7,215	2,782	1,252	23,590	23,161	22,867	1,608	2,310		
	夏12時		3m/s	4,842	1,770	1,011	16,521	15,680	15,816	1,117	1,506			
			8m/s	4,847	1,776	1,013	16,540	15,696	15,835	1,120	1,511			
	冬18時		3m/s	5,293	2,082	1,037	17,441	16,883	16,827	1,340	1,804			
			8m/s	5,309	2,104	1,042	17,509	16,939	16,887	1,348	1,817			
	生活支障		避難所避難者数-1日後-(人)	冬5時	3m/s	42,945	26,441	7,808	115,313	109,011	113,168	6,407	10,248	
					8m/s	43,538	27,396	8,041	117,990	111,228	115,499	6,742	10,810	
冬18時				3m/s	53,690	40,932	6,507	142,808	134,222	133,944	6,006	10,943		
				8m/s	54,180	41,705	6,701	144,968	136,015	135,821	6,286	11,409		
避難所避難者数-1週間後-(人)		冬5時	3m/s	21,472	15,577	3,904	122,102	111,525	105,847	3,203	5,124			
			8m/s	21,769	16,052	4,020	123,342	112,563	106,932	3,371	5,405			
		夏12時	—	600,573 ~667,146	517,986 ~531,986	557,627 ~630,959	654,886 ~759,074	654,517 ~713,098	608,602 ~713,098	467,590 ~522,786	342,580 ~356,211			
			—	—	—	—	—	—	—	—	—			
ライフライン	電力	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	1,462	1,153	348	9,740	8,917	9,356	409	625		
				8m/s	1,546	1,292	382	10,244	9,336	9,816	456	704		
		停電世帯数-1日後-(世帯)	冬18時	3m/s	52,576	33,791	8,757	207,158	188,702	190,331	5,126	9,116		
				8m/s	52,970	34,311	8,905	208,350	189,772	191,344	5,337	9,456		
	通信	電柱被害数(本)	冬18時	3m/s	544	391	125	3,757	3,468	3,585	143	211		
				8m/s	572	433	136	3,950	3,629	3,756	159	237		
		不通回線数-1日後-(回線)	冬18時	3m/s	2,971	1,977	764	12,848	12,355	13,694	1,089	1,646		
				8m/s	3,238	2,356	864	14,103	13,415	14,876	1,237	1,907		
	都市ガス	供給停止件数-直後-(件)	—	—	775,111	581,221	397,910	757,513	730,378	742,345	71,668	91,625		
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	上水道	配水管被害数(箇所)	—	—	951	1,425	46	5,577	4,730	4,403	165	269		
					断水人口-1日後-(人)	—	—	549,693	579,491	21,807	1,409,266	1,305,614	1,208,646	81,393
管渠被災距離(km)								—	—	3,372	2,963	2,800	3,749	3,713
	機能支障人口-直後-(人)	—	—	1,086,792	945,427	895,205	1,168,103			1,161,931	1,163,996	714,508	593,219	
その他				エレベータ閉じこめ(台)	—	—	1,495	782	518	1,759	1,759	1,795	379	387
	自力脱出困難者数(人)	冬5時	—				3,207	651	170	12,520	11,217	11,759	327	629
				災害廃棄物量(万トン)	冬18時	3m/s	299.7	195.7	59.2	1,081.6	992.6	1,031.4	36.4	58.5
	8m/s	305.7	204.0			61.5	1,114.4	1,019.3	1,060.7	39.6	63.6			
中高層階支障世帯数(世帯)	冬18時	8m/s	7,069	3,533	3,386	6,389	5,940	6,308	2,456	2,260				

(平成25年度埼玉県地震被害想定調査より)

表8 ふじみ野市内の地震による主要被害予測結果一覧(東京湾北部地震発生を想定)

被害項目	ケース・風速	被害数値
最大震度	—	震度6弱
全壊数	—	2棟
半壊数	—	95棟
焼失数	冬 5時・8m/s	4棟
	夏 12時・8m/s	20棟
	冬 18時・8m/s	79棟
死者数	冬 5時	0人
	夏 12時	0人
	冬 18時	0人
負傷者数	冬 5時	15人
	夏 12時	16人
	冬 18時	20人
避難所避難者数(1日後)	冬 18時・8m/s	183人
避難所避難者数(1週間後)		869人
避難所避難者数(1ヶ月後)		92人
帰宅困難者数	夏 12時	6,686~7,305人
停電世帯数	冬 18時・8m/s	121世帯
通信不通回線数(1日後)	冬 18時・8m/s	141世帯
都市ガス供給停止件数	—	17件
上水道断水人口	—	21,668人
下水道機能支障人口	—	17,174人
エレベータ閉じこめ台数	—	12台
自力脱出困難者数	冬 5時	0人
災害廃棄物量	冬 18時・8m/s	1.6万トン
中高層階支障世帯数	冬 18時・8m/s	92世帯

(平成25年度埼玉県地震被害想定調査より)

2. 耐震化の現状と実施に関する目標

(1) 住宅

地震による人的被害及び経済被害を最小限に食い止めるには、日ごろから、震災に対する備えを怠ることなく、震災にあった場合の対策を心がけなければなりません。

また、地震発生時において、建物の倒壊、火災の発生などはその大部分は住宅です。そのため、減災効果の大きい住宅の耐震化を早急に進めなければなりません。

住宅の耐震化率^{※2}については、住宅・土地統計調査等を基に算出すると、平成20年10月の耐震化率は90.48%であり、令和3年3月時点では、94.14%の耐震化率になります。

本市においては、国土交通省が設置した専門家、有識者からなる「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」の提言を踏まえて、住宅の耐震化率を令和7年度末までに95%とすることを目標とします。

表9 ふじみ野市の住宅耐震化率

	昭和56年5月以前に建築された住宅(戸)		昭和56年6月以後に建築された住宅(戸)	計(戸)	耐震化率(%)	
	耐震性なし(戸) ※3	耐震性あり(戸) ※3				
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
平成20年10月1日	10,925	3,866	7,059	29,685	40,610	90.48
平成25年10月1日	9,187	3,580	5,607	33,933	43,120	91.70
平成30年10月1日	7,447	3,035	4,412	39,673	47,120	93.56
令和3年3月現在	6,577	2,828	3,749	41,667	48,244	94.14

(資料:平成20・25・30年住宅・土地統計調査報告書)

※² 耐震化率=耐震性がある建築物戸数/建築物総戸数×100%

建築物総戸数:(昭和56年5月以前建築の建築物戸数+昭和56年6月以降建築の建築物戸数)

耐震性がある建築物戸数:(昭和56年5月以前建築の建築物のうち耐震性があるとされる建築物戸数+昭和56年6月以降建築の建築物戸数)

※建築基準法改正(昭和56年6月1日施行)により新耐震基準が定められました。このことから、昭和56年6月1日以降建築された建築物は耐震性ありと判断します。

※³ 最新の国土交通省の算定方法(建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会・令和2年5月)により按分

(2) 多数の者が利用する建築物及び防災拠点等建築物（法第14条第1号）

市が所有する多数の者が利用する建築物の耐震改修について、小学校及び中学校は優先的に耐震化を進め、平成24年度耐震化工事が完了し耐震化率100%になりました。

また、そのほかの多数の者が利用する建築物及び防災拠点等の災害時において活動の場となる市有建築物についても耐震改修等を行い、令和7年度末までに耐震化率を100%にすることを目標とします。

表10 多数の者が利用する建築物（市有）及び防災拠点等建築物の耐震化率（令和3年3月現在）

施設種別	昭和56年5月以前に建築された建築物		昭和56年6月以後に建築された建築物(棟)	計(棟)	耐震化率(%)	
	(棟)	耐震性なし				耐震性あり
	a	b	c	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)
小中学校(※1)	17	0	17	2	19	100
小中学校体育館	17	0	17	2	19	100
体育館（一般）	1	0	1	1	2	100
市庁舎	1	0	1	3	4	100
消防庁舎	0	0	0	2	2	100
集会場(※2)	1	1	0	2	3	66
社会福祉施設(※3)	1	0	1	4	5	100
図書館	0	0	0	1	1	100
計	38	1	37	17	55	98

※1 小中学校については学校単位の数値です。

※2 集会場：一定規模以上の公民館など

※3 社会福祉施設：一定規模以上の福祉センター及び保育所など

(3) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第14条第2号）

法第14条第2号に規定する危険物を貯蔵処理する建築物のうち、昭和56年5月以前に建築されたもので、耐震性のない法施行令第7条に規定する建築物が対象となります。

令和2年4月現在のこれらに該当する建築物棟数は9棟あり、そのうち8棟が耐震性のない建築物と推測されるため、今後、耐震化を促進する必要があります。

表11 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（令和2年4月現在）

特定既存耐震不適格建築物 (法第14条2号)	昭和56年5月以前の建築棟数	昭和56年6月以降の建築棟数
法施行令第7条に規定する危険物の貯蔵庫等	8	1

(建築課調べ)

(4) 地震発生時に通行を確保すべき道路である緊急輸送道路の沿接の建築物（法第14条第3号）

地震発生時に通行を確保すべき道路である緊急輸送道路の沿接の建築物のうち、法施行令第4条に規定する建築物が対象となります。

令和2年4月現在のこれらに該当する建築物棟数は132棟あり、そのうち33棟が耐震性のない建築物と推測されるため、今後、耐震化を促進する必要があります。

表12 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物（令和2年4月現在）

埼玉県指定路線に面する建築物 （法第14条第3号）	昭和56年5月 以前の建築棟数	昭和56年6月 以降の建築棟数
法施行令第4条に規定する建築物	33	99

(建築課調べ)

第3章 耐震診断・耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断・耐震改修を促進するための基本方針

建築物の耐震化を促進するためには、所有者等の防災に対する意識の問題、耐震化の費用の問題など耐震化を妨げる要因を取り除き、所有者等の意識の啓発に加えて情報の提供や費用助成の充実が必要であることから、所有者等にとって耐震診断や耐震改修が行いやすい環境整備や負担の軽減を図ることを基本とします。

2. 耐震診断・耐震改修に係る支援

市民に対し建築物の耐震診断・耐震改修の必要性や重要性について積極的に普及啓発に努めるとともに、国、県と連携を図り支援を行います。

市は、所有者の費用負担の軽減を図り、住宅の耐震化を促進するため、既存住宅の耐震診断・耐震改修について補助を実施します。

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) 相談窓口の充実

建築物の所有者が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できるように、建築課の窓口において耐震診断・耐震改修の支援策等について情報提供を行います。

(2) 耐震診断技術者の紹介

市民が安心して耐震化に取り組めるように、市は民間建築団体等と連携し、耐震診断技術者の紹介を行います。また、耐震化に関する相談先として、建築士の団体名簿を公開します。

(3) 耐震診断の啓発活動

耐震診断の周知を図るため県と連携し、出前簡易耐震診断を行います。また、建築士会及び建築士事務所協会と協力して建築相談会を実施し、耐震改修の必要性を啓発するとともに、耐震化が図られるよう働きかけを行います。

(4) 地震保険の加入促進に資する普及啓発

地震による損害を補償する地震保険については、大規模な地震災害発生後の迅速復旧を図るために有効であることから、地震保険への加入を促進する必要があります。

また、地震保険には耐震診断割引制度があります。対象となる建築物が耐震診断または耐震改修の結果、新耐震基準を満たす場合は、地震保険料率に割引が適用されます。

(5) 自治会等組織との連携

危機・災害発生時に市民が集結して地域で活動できるよう自主防災組織の育成や民間企業の協力体制の強化を図るように努めます。

自主防災組織の育成策としては、自主防災組織の新規結成及び既存組織の強化のため、地域活動のリーダー及び自主防災組織の指導的立場にある者を対象とした研修会の開催等を検討します。

(6) 地域防災計画の周知

ふじみ野市地域防災計画（平成27年3月最終改定）について、地震発生前に備えるべきことや災害時の避難場所等が記載された防災マップを作成・公表しており、その周知に努めます。

(7) 地震ハザードマップの公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通しと、避難方法等に関する情報を市民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時から防災意識の向上と、建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

市では、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップを作成・公表しており、その周知に努めます。

第5章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

関係団体等による協議会の活用

市は、県、市町村及び建築関係団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互の綿密な連携の下に建築物の耐震化の促進を図ります。

表13 彩の国既存建築物地震対策協議会会員名簿（令和2年4月1日現在）

県 埼玉県					
市町村 63市町村					
さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	秩父市
所沢市	飯能市	加須市	本庄市	東松山市	春日部市
狭山市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市
越谷市	蕨市	戸田市	入間市	朝霞市	志木市
和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市
富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市
日高市	吉川市	ふじみ野市	伊奈町	三芳町	毛呂山町
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	横瀬町	皆野町	長瀨町	小鹿野町
東秩父村	美里町	神川町	上里町	寄居町	宮代町
白岡市	杉戸町	松伏町			
建築関係団体 11団体					
一般社団法人埼玉建築士会			一般社団法人埼玉県建築事務所協会		
一般財団法人埼玉県建築安全協会			一般社団法人埼玉県建築設計監理協会		
一般社団法人埼玉県建設業協会			公益財団法人埼玉県住宅センター		
埼玉土建一般労働組合			建設埼玉		
埼玉県住まいづくり協議会			一般財団法人さいたま住宅検査センター		
一般財団法人日本建築構造技術者協会			関東甲信越支部 埼玉サテライト (JSCA 埼玉)		

ふじみ野市建築物耐震改修促進計画

発行：ふじみ野市

編集：ふじみ野市 都市政策部 建築課

発行日：令和3年3月

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

☎049-261-2611

ホームページ <https://www.city.fujimino.saitama.jp>